配当公告

東京都品川区南大井四丁目一四番一六号サンライズ三上三〇六、開始決定時の住所埼玉県川口市柳崎五丁目一番一号ソカサビル一〇一号
破産者　高木　紳一
右の者に対するさいたま地方裁判所平成十九年（フ）第一五一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一三三、三四〇、三六七円
一、配当することのできる金額
金一一、六三五、〇二七円
平成二十一年十一月六日
埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目八番地第九松ビル三階A号室
破産管財人　福地　輝久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市湯沢六地割三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤澤シヅ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
岩手県盛岡市本宮字熊堂九九番地一グランフォート盛南二〇三号
相続財産管理人　村田　千草

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋松美ガ丘北町一八番、最後の住所秋田市将軍野東一丁目八番一〇号
被相続人　亡　櫻田喜代治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
秋田県秋田市山王六丁目一三番一五号
相続財産管理人　三浦　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市緑ヶ丘西四丁目二番地四、最後の住所福島県郡山市緑ヶ丘西四丁目二番地の二
被相続人　亡　野崎　光政
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
秋田県秋田市山王六丁目一三番一五号
相続財産管理人　三浦　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市緑ヶ丘西四丁目二番地四、最後の住所福島県郡山市緑ヶ丘西四丁目二番地の二
被相続人　亡　野崎　光政
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
福島県郡山市麓山一丁目四番三号
相続財産管理人　弁護士　渡邊　涼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市南赤田三二五番地、最後の住所栃木県那須塩原市睦一〇五番地三二
被相続人　亡　鈴木　利男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
事務所栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二七号ＫＭＧビルディング小幡
相続財産管理人　弁護士　増田　智義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市中島二丁目六二三番地、最後の住所大阪府東大阪市俊徳町五丁目三番一四号シャルマン八九　二〇六号
被相続人　亡　北添　一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人　高瀬久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市西昆陽三丁目三二番、最後の住所大阪市淀川区西宮原二丁目五番三一―二〇六号
被相続人　亡　庄司　次郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
大阪市北区西天満三丁目四番五号西天満ワークビル三〇一号
相続財産管理人弁護士　川合　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区元町二丁目五番地、最後の住所大阪市東住吉区桑津五丁目五番一八号
被相続人　亡　中田　静

平成二十一年十一月六日
福島県郡山市麓山一丁目四番三号
相続財産管理人　弁護士　渡邊　涼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市南赤田三二五番地、最後の住所栃木県那須塩原市睦一〇五番地三二
被相続人　亡　鈴木　利男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
事務所栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二七号ＫＭＧビルディング小幡
相続財産管理人　弁護士　増田　智義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市中島二丁目六二三番地、最後の住所大阪府東大阪市俊徳町五丁目三番一四号シャルマン八九　二〇六号
被相続人　亡　北添　一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人　高瀬久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市西昆陽三丁目三二番、最後の住所大阪市淀川区西宮原二丁目五番三一―二〇六号
被相続人　亡　庄司　次郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
大阪市北区西天満三丁目四番五号西天満ワークビル三〇一号
相続財産管理人弁護士　川合　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区元町二丁目五番地、最後の住所大阪市東住吉区桑津五丁目五番一八号
被相続人　亡　中田　静

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
大阪市北区西天満三丁目四番五号西天満ワークビル三〇一号
相続財産管理人弁護士　川合　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区戎町四丁目三番地、最後の住所兵庫県西宮市鳴尾町三丁目一番一一号
被相続人　亡　山川　富三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
神戸市中央区元町通六―一―六共進ビル四階　かがやき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市松下町四番、最後の住所兵庫県西宮市松下町四番三一号
被相続人　亡　小林　和子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
神戸市中央区京町七五番一　京町栄光ビル五階
相続財産管理人　坂口　裕昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県山辺郡山添村大字遅瀬一七三五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　脇　和孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
橿原市内膳町五―三―三一フクダ不動産八木駅前ビル三階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市大野原町萩原一一四五番地三、最後の住所香川県観音寺市大野原町萩原一一四五番地三　被相続人　亡　合田　年邦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
香川県観音寺市坂本町五丁目一九番一〇号
相続財産管理人　司法書士　渡邉　治也

第31期決算公告　平成21年11月6日
山形県新庄市大字福田字福田山711番地の139
株式会社ヨコタ東北
代表取締役　横田　健二
貸借対照表の要旨（平成21年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,472,243
	固定資産	2,396,881
	繰延資産	250
	合計	3,869,374
負純資産及び部	流動負債	1,264,448
	固定負債	825,784
	株主資本	1,779,142
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,749,142
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,741,642
	（うち当期純利益）	(10,243)
	合計	3,869,374

第8期決算公告　平成21年10月21日
東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
株式会社Blau
代表取締役　村上　直
貸借対照表の要旨（平成21年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	505,036
	固定資産	1,573,379
	合計	2,078,415
負純資産及び部	流動負債	123,710
	固定負債	2,017,857
	株主資本	32,000
	資本金	195,541
	資本剰余金	22,000
	資本準備金	173,541
	その他資本剰余金	1,790,316
	利益剰余金	1,790,316
	その他利益剰余金	(358,196)
	（うち当期純利益）	△63,152
	評価・換算差額等	2,078,415
	合計	

配当公告

東京都品川区南大井四丁目一四番一六号サンライズ三上三〇六、開始決定時の住所埼玉県川口市柳崎五丁目一番一号ソカサビル一〇一号
破産者　高木　紳一
右の者に対するさいたま地方裁判所平成十九年（フ）第一五一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一三三、三四〇、三六七円
一、配当することのできる金額
金一一、六三五、〇二七円
平成二十一年十一月六日
埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目八番地第九松ビル三階A号室
破産管財人　福地　輝久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市湯沢六地割三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤澤シヅ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月六日
岩手県盛岡市本宮字熊堂九九番地一グランフォート盛南二〇三号
相続財産管理人　村田　千草

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋松美ガ丘北町一八番、最後の住所秋田市将軍野東一丁目八番一〇号
被相続人　亡　櫻田喜代治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。